

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

インボイス制度見直し

当組合は、共同販売事業を主事業とする協同組合です。免税事業者でしたが、令和5年より課税事業者として登録しました。令和8年度の主な消費税関係の改正について教えてください。

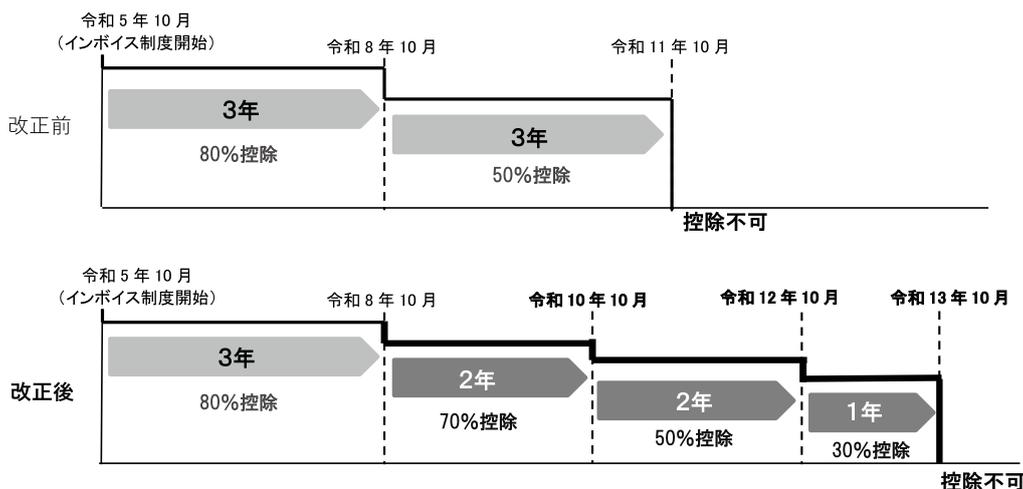
Answer

【概要】

令和8年度の税制改正大綱が決定され、インボイス制度導入に係る経過措置の見直しが行われました。今後、国会での審議・議決成立を経て施行されることとなります。

【インボイス発行事業者以外からの課税仕入れに係る特例の延長】

インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、経過措置が延長され、控除可能割合が下記のとおり改正されました。免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置は、令和13年9月30日までとなります。



【2割特例の見直し】

小規模事業者向けの措置としてインボイス制度の特例として、2割特例（消費税の納付税額の2割とすることができる特例制度）が認められていましたが、3割特例となり、個人事業者を対象に令和9年及び令和10年分に限り、認められることになりました。

〈改正前〉 ■ 個人事業者又は12月決算法人の例 ■

